

規 則

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十九号

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年埼玉県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「あき先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を記載することにより、押印を省略することができます。

様式第三号中「あひ先」を「あき先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を記載することにより、押印を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。